

社会保険ひらしま

第919号

- 【お知らせ】 全国健康保険協会管掌事業所の事業主さまへ
資格確認書の発行にかかる手続き
- 【お知らせ】 全国健康保険協会からのお知らせ マイナ保険証利用の際の留意点
- 【ご案内】 令和7年度の子ども・子育て拠出金率
- 【ご案内】 現物給与額の変更
- 【ご案内】 CD による被保険者データの提供は令和7年3月末で終了します
- 【ご案内】 年金相談で「多言語通訳サービス」をご利用いただけます
- 【ご案内】 外国籍の従業員のみなさまへ周知をお願いいたします
外国籍の従業員の国民年金加入期間に係る手続き
- 【ご案内】 年金に関する情報(多言語パンフレット・動画)
- 令和7年度生活習慣病予防健診のご案内を事業所様宛に令和7年3月下旬にお送りします
- 令和7年度 特定健診のご案内をご自宅に令和7年4月初旬にお送りします
- 各証の回収と喪失後受診防止について
- 退職後の健康保険について

3
2025
令和7年

職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和7年1月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		61,730	60,782
船舶所有者数		250	324
被保険者数	男性	508,800人	380,866人
	女性	350,807人	269,291人
	船員	153,007人	127,144人

日本年金機構からのお知らせ

お知らせ

全国健康保険協会管掌事業所の事業主さまへ 資格確認書の発行にかかる手続き

令和6年12月2日から健康保険被保険者証が新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。これにともない、「被保険者資格取得届」および「被扶養者（異動）届」の様式が変わっています。新たに被保険者や被扶養者になる方でマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない方が、資格確認書の発行を必要とする場合は、新様式の「資格確認書発行要否」欄の□に✓を入れて申請してください。

◀ 被保険者資格取得届 ▶

① 資格確認書発行要否 発行が必要

◀ 被扶養者（異動）届 ▶

② 資格確認書発行要否 発行が必要

お知らせ

全国健康保険協会からのお知らせ マイナ保険証利用の際の留意点

届書にマイナナンバーを記載の上ご提出いただいた場合でも、マイナ保険証でオンライン資格確認が受けられるまで時間を要する場合があります。マイナ保険証をご利用の際には、マイナポータルでマイナ保険証の登録状況についてご確認いただきますよう、従業員のみなさまに周知をお願いします。資格取得後、マイナ保険証が利用可能となるまでの間や資格確認書の交付等が行われるまでの間に早急に保険医療機関等で受診する予定があるときは、健康保険被保険者資格証明書の交付を申請してください。

※マイナポータルでのマイナ保険証の登録状況確認方法については全国健康保険協会ホームページをご確認ください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/event/cat550/sb5010/mytourokukakunin/>



ご案内

令和7年度の子ども・子育て拠出金率

令和7年4月分（令和7年6月2日納期限）からの子ども・子育て拠出金率は、令和6年度と同率の1,000分の3.6（0.36％）に据え置かれる予定です。正式な決定は4月1日以降となりますが、決定次第、日本年金機構ホームページにお知らせを掲載します。

ご案内

現物給与額の変更

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額が改正され、令和7年4月1日から適用されます。改定後の現物給与の価額は、日本年金機構ホームページの「大切なお知らせ」の「令和7年4月1日から現物給与価額が改正されます。」をご覧ください。

ご案内

CDによる被保険者データの提供は令和7年3月末で終了します

算定基礎届・賞与支払届等の作成に使用するための被保険者データを収録したCDの提供は、郵便事故による個人情報の漏えい防止や環境負荷の軽減を図る観点から、令和7年3月末をもって終了します。

そのため、算定基礎届の提出時や賞与支払予定月に、日本年金機構から被保険者データを収録したCDを受け取られている場合、令和7年4月以降はCDの送付はされなくなります。詳しくは、最下部（左）の二次元コードから日本年金機構ホームページをご覧ください。

なお、令和7年4月以降、被保険者データの受取りは「オンライン事業所年金情報サービス」をご利用ください。本サービスでは、被保険者データのほか、毎月の社会保険料等の各種情報・通知書をオンラインで受け取れます。

ご案内

年金相談で「多言語通訳サービス」をご利用いただけます

日本年金機構では、外国人のお客様が年金事務所の窓口で年金相談をする際や、ねんきんダイヤル・ねんきん加入者ダイヤル等の電話で年金相談をする際に、通訳オペレーターを介した電話による多言語通訳サービスが利用できます。



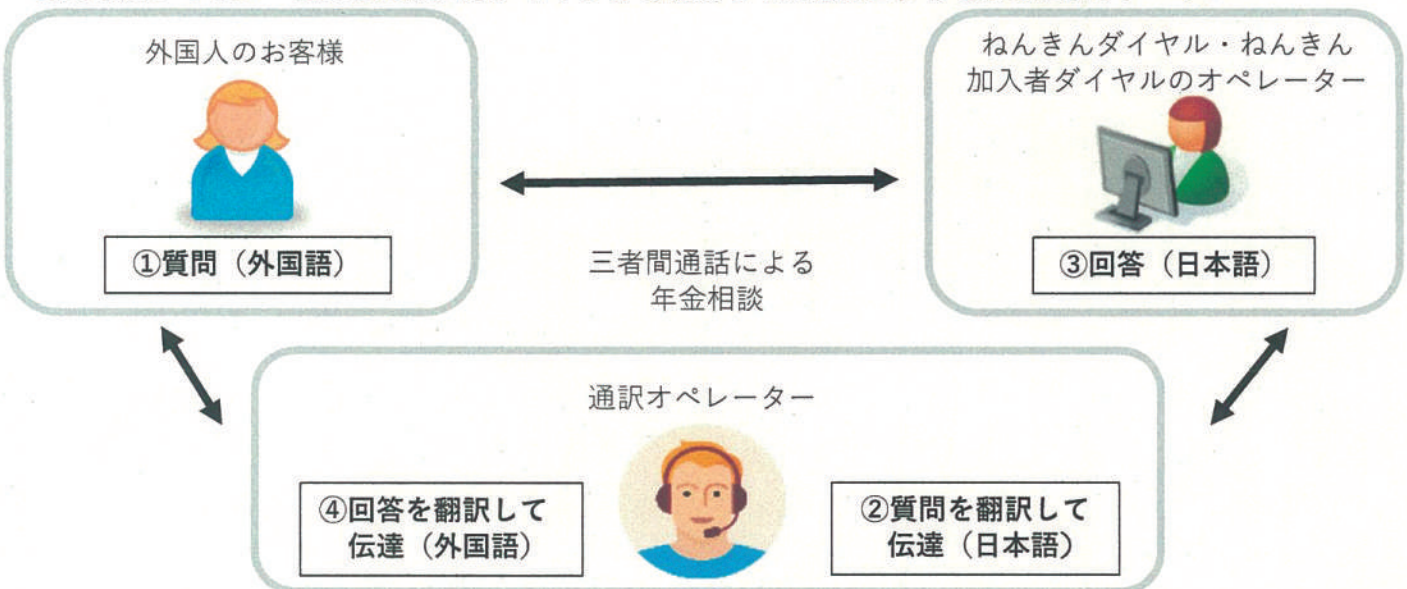
詳細は、右の二次元コードまたはURLから日本年金機構ホームページをご確認ください。

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html#cms05>

<多言語通訳サービスの概要>

利用可能言語	英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・ベトナム語 インドネシア語・タイ語・ネパール語・ミャンマー語
利用時間	<p>【英語】</p> <p>月曜日（週の第1営業日） 8：30～19：00 火曜日から金曜日 8：30～17：15 第2土曜日 9：30～16：00 ※ 土日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は利用できません。</p> <p>【英語以外の10言語】</p> <p>月曜日から金曜日 8：30～17：15 ※ 土日、祝日、12月29日～1月3日は利用できません。</p>

<ねんきんダイヤル・ねんきん加入者ダイヤル等の電話で年金相談をする場合の通訳イメージ>



日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

日本年金機構公式X（旧Twitter）@Nenkin_Kikou

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。
https://x.com/Nenkin_kikou



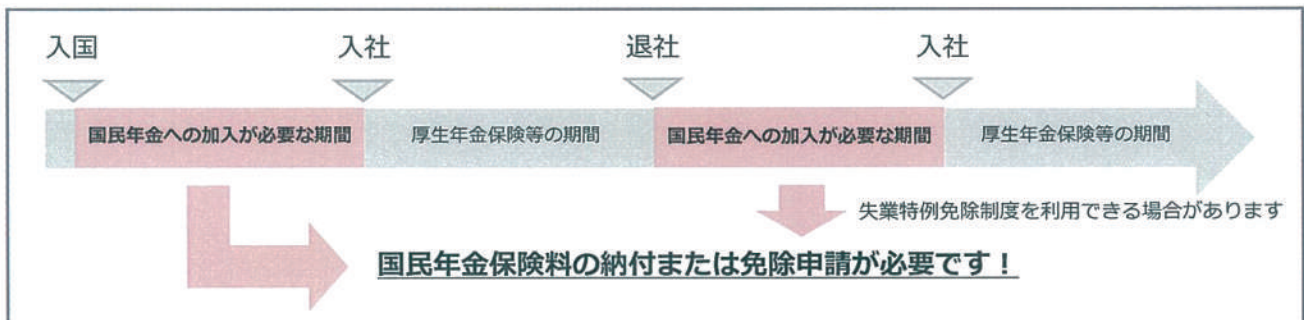
ご案内

外国籍の従業員のみなさまへ周知をお願いいたします 外国籍の従業員の国民年金加入期間に係る手続き

外国籍の方が日本に入国し社会保険（厚生年金保険等）に加入する場合、「入国から社会保険加入までの期間」や、「離職により社会保険の資格を喪失した後の期間」は、法律によって国民年金の加入者となり、保険料を納付する義務があります。

※社会保障協定等により、日本の年金制度における被保険者とならない方を除きます。

保険料を未納のままにすると、障害年金の給付や在留資格（特定技能）の変更・更新申請、永住許可申請の審査に影響が出る場合がありますので、速やかに保険料納付や免除申請等の手続きを行う必要があることをご案内ください。



入国の初年度など、日本国内で前年所得がない場合は、申請を行うことにより全額免除が認められます。

また、離職して厚生年金保険等の資格を喪失した場合は、失業特例免除制度により、免除が認められる場合があります。失業特例免除制度を申請する際は、失業した事実が確認できる証明書類の写し（雇用保険受給資格者証や雇用保険受給資格通知、雇用保険被保険者離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等）を添付する必要があります。

なお、国民年金保険料の免除申請は、紙による申請のほか、電子申請も可能です。

電子申請に必要なもの	①スマートフォン	②マイナンバーカード	③数字4桁のパスワード			
	スマートフォンにマイナポータルアプリをインストールしてください。  https://myna.go.jp		(例) <table border="1"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table> マイナンバーカード受取時に設定したパスワード	1	2	3
1	2	3	4			

国民年金保険料の納付や免除制度及び電子申請についての詳細は、下記に記載のホームページをご確認ください。

(制度に関する詳細)

日本年金機構

検索



<https://www.nenkin.go.jp/>

(電子申請の詳細)

日本年金機構 電子申請

検索



<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

ご案内

年金に関する情報（多言語パンフレット・動画）

出入国在留管理庁ウェブサイトの「生活・就労ガイドブック」
第7章年金・福祉に年金の説明があります。

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html



また、日本年金機構ウェブサイトの「外国人向けサイト」では、より
詳しい年金の説明やお知らせを色々な国の言葉やわかりやすい日本語で
読むことができます。

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



<色々な国の言葉でパンフレットや動画をみることができます>

日本語
Japanese



英語
English



中国語
中文



韓国語
한국어



ポルトガル語
Em lingua portuguesa



スペイン語
Español



インドネシア語
Bahasa Indonesia



タガログ語
Tagalog



タイ語
ภาษาไทย



ベトナム語
Việt



ミャンマー語
မြန်မာဘာသာ



カンボジア語
ភាសាខ្មែរ



ロシア語
Русский язык



ネパール語
Nepali



モンゴル語
Монгол



YouTube
知っておきたい年金のはなし

Public pension system
you need to know



2025年

3月

協会けんぽ

広島支部からのお知らせ



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康 いろは
協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康 かえで

加入者の皆様へお知らせいたしますようお願いいたします

令和7年度 生活習慣病予防健診のご案内を 事業所様宛に令和7年3月下旬にお送りします

おすすめポイント①

健診費用の約7割を補助!

最高額18,865円の一般健診が、自己負担額
最高5,282円で受診できます!

※35歳から74歳までの被保険者（ご本人）様が
対象です。

おすすめポイント②

がん検診がセット!

肺・胃・大腸がん検査を含み、さらに
40歳以上の偶数年齢の女性は乳・子宮
頸がん検診の追加受診が可能!
(別途費用あり)

おすすめポイント③

協会けんぽへ健診前後の お手続きは不要!

★生活習慣病予防健診の申し込み手順★

- STEP 1** 全国約3,500の健診機関から、
健診機関を選ぶ。
- STEP 2** 電話やWEBで健診機関へ
予約申し込みする。
- STEP 3** 健診を受診する。
- STEP 4** 治療や生活習慣の改善が必要な方
は、医療機関の受診や健康サポート
(特定保健指導) を利用する。

おすすめポイント④

健康サポート(特定保健指導) が無料!

健診の結果、生活習慣の改善が必要な40歳から
74歳までの方は、専門家である保健師等から
最高31,130円の健康サポート(特定保健指導)
を無料で受けられます。

対象となった方がきちんと利用し、生活習慣の
改善に取り組むことが大切な従業員の皆様の健康
を守ることに繋がります。

● 利用方法は3つ!

- 健診当日、健診機関で健診と一緒に!!
- 健診後日、勤務先に指導者が訪問
- 健診後日、Zoomによる遠隔面談

これがおすすめ
日程調整が不要で
時間の節約に!

生活習慣病予防健診を受診可能な
健診機関の一覧はこちら



特定保健指導について
詳しくはこちら



被扶養者
(ご家族)様は
こちら!

令和7年度 特定健診のご案内をご自宅に 令和7年4月初旬にお送りします

特定健診は便利でおトク!

- 40歳から74歳までの被扶養者(ご家族)様を対象に、県内では1,400機関、
全国では約5万機関で受診できます。無料で受診できる健診機関も県内に80
機関と多数!
- 7,150円の補助を受けることができます!



黄色い封筒
が目印です!



各証の回収と喪失後受診防止について

従来の健康保険証は令和6年12月2日に新規発行を終了しましたが、発行済みの健康保険証は、退職等で資格喪失等にならない限り、令和7年12月1日まで使用できます。



従来の健康保険証

令和7年12月1日までに資格喪失等した場合…資格喪失届とともに日本年金機構へ返納してください。
令和7年12月2日以降に資格喪失等した場合…回収不要です。また、自己廃棄も可能です。

● 健康保険証等の取り扱いについて

	従来の健康保険証		資格確認書		資格情報のお知らせ	
	退職時等の回収	自己破棄	退職時等の回収	退職時等の回収	自己破棄	
～令和7年12月1日	必要	不可	必要	不要	可	
令和7年12月2日以降	不要	可	必要	不要	可	

退職後の健康保険について



74歳までの被保険者（ご本人）様が退職などでその資格を喪失した場合には、ご自身の状況に応じて次のいずれかの健康保険に加入手続きをする必要があります。



健康保険の種類	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の健康保険（被扶養者）
加入条件	お住まいの市区町村役場へご相談ください	①退職日（資格喪失日の前日）までに被保険者期間が 継続して2か月以上 あること ②退職日の翌日から 20日以内 ※に「資格取得申出書」を提出（必着）すること ※土日・祝日含む	被扶養者としての認定基準を満たすこと 詳しくは、ご家族の勤務先にお問い合わせください
手続き	お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課で手続き	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部へ資格取得申出書を提出	ご家族の勤務先の事業所を通じて届出
保険料	前年の所得などにより決定 ※ 軽減制度 があります	在職時の 約2倍 （上限あり） ※上限及び保険料率は、毎年見直され変更することがあります	被扶養者の負担はなし

倒産・解雇などにより失業された方（特定受給資格者および特定理由退職者）には国民健康保険料の軽減制度があります。詳しくは、お住まいの市区町村役場へご確認ください。

協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2025年3月号)

<発行> 全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問合せはこちら

電話番号 082-568-1011(代表)
平日のみ 8:30~17:15
※おかけ間違いにご注意ください



今月の TOPICS

協会けんぽ広島支部の保険料率について

令和7年3月分（令和7年4月納付分）からの保険料率が決定しました。

(令和6年度) (令和7年度)

健康保険料率 9.95% → **9.97%**
介護保険料率 1.60% → **1.59%**

保険料額表はこちらから

